

「(仮称) 郡山熱海ウィンドファーム事業」計画段階環境配慮書

に対する意見について

統括的事項

- (1) 本事業の実施に関しては、周辺農業に影響の無いよう十分に配慮するとともに、周辺住民及び農業従事者に対して丁寧に説明し、十分な理解を得るように努めること。
- (2) 事業実施想定区域周辺は、乳用牛を中心とした酪農地域であり、本市の畜産振興基地でもある「石筵ふれあい牧場」もあることから、家畜に対する環境影響も考慮すること。
- (3) 事業実施想定区域内で指定されている、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぐ「土砂流出防備保安林」や、洪水や渇水を緩和する働きがある「水源かん養保安林」を風力発電機の設置予定範囲から除外すること。
- (4) 事業実施想定区域内に「郡山市有林基金条例」に属する山林があり、当該山林は「郡山市有林管理規則」に基づき公益的に森林経営を行っていることから、事業実施想定区域から除外すること。
- (5) 既存道路を拡幅する可能性のある範囲にある「林道七瀬線」は、地域集落においては迂回ルートがない生活道路でもあることから、長期間となる工事の影響を受けないよう範囲または路線を見直すこと。
- (6) 本事業の実施に伴い使用する建設機械、車両、資材の搬出入及びその経路等について、予め綿密に検討し、林道拡幅等が必要な場合には拡幅する土地所有者の合意のもと土砂崩れ等災害が発生しないよう設計を行い、拡幅箇所は事業者の責任により管理すること。また、原則として工事終了後は拡幅箇所及び路面等を現況に復旧すること。

- (7) 林道は構造上、路面洗掘や法面崩落が発生しやすいことから、林道敷地への送電線の埋設を計画しないこと。また、立木伐採や木材搬出の支障となることから、原則として林道敷地に架線による送電を計画しないこと。
- (8) 事業実施までに長期間を要する場合は、事業実施想定区域の社会環境、生活環境又は自然環境の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。
- (9) 周辺地域において他事業者による風力発電所の設置が計画されていることから、累積的な環境影響が懸念される。このため、事業者は協働して累積的な影響について適切な予測及び評価の実施について検討すること。
- (10) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (11) 事業実施区域の設定に当たっては、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にするとともに、検討の結果、重大な環境影響が避けられない区域については、対象事業実施区域から除外すること。

水環境について

- (1) 開発時並びに供用後における流出量増対策及び濁水対策について、調整池及び排水ルート等を各管理者と協議の上、調査、予測及び評価を行うこと。

地形及び地質について

- (1) 風車の設置及び資材の搬入ルートにおいて樹木を伐採した場合に、山林の保水力等へ影響を及ぼす懸念があるため、自然災害に対するリスクの増減について、方法書以降で評価を行うこと。

埋蔵文化財について

- (1) 事業実施想定区域が七瀬遺跡に隣接し、1 ha 以上の開発であることから、分布調査を行うこと。

騒音、振動及び超低周波音について

- (1) 騒音及び超低周波音による心身への影響については、聞こえ方に個人差があり、生活環境等も異なるなど不確実性があることから、稼動後に影響が確認された場合の対策について検討すること。
- (2) 施設の稼働による騒音及び超低周波音の評価に当たっては、最新の知見を用いるとともに、現況からの影響の増加分を可能な限り小さくするため、風力発電設備の適正な配置や構造等の検討を含め、影響が十分に回避又は低減されているかの観点から評価すること。

風車の影について

- (1) 施設の稼働による風車の影（シャドーフリッカー）については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず、個人の感受性により心身への影響が懸念されるため、風力発電設備の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が十分に回避又は低減されているかの観点から評価すること。

動植物及び生態系について

- (1) 風力発電機の配置及び地形改変等により動植物の生息状況に影響を及ぼす可能性があることから、事業実施想定区域及びその周囲の動植物及び生態系の現状を適切な方法により調査し、その結果についても方法書以降の図書に反映させること。
また、事業実施想定区域及びその周囲が広大であることから、必要に応じて地元野鳥の会等から協力を得るなど、より効果的な情報収集に努めること。

景観について

- (1) 送電線を含めた電柱等の送電設備を山林等へ新設することにより、良好な自然景

観が阻害される懸念がある。送電設備の設置については、送電ルート設定の検討段階から風力発電機の設置と同等のレベルで景観に対する影響を検討すること。

- (2) 事業実施想定区域とその周辺の山々は、郡山市内からの眺望において良好な景観を形成している。山頂や稜線上へ風力発電所が整備されることにより、稜線と風力発電機や送電設備が重なって見えることは、良好な自然景観を著しく阻害し景観上好ましくないと考えられる。風力発電機や送電設備の設置位置の検討段階において十分に配慮すること。